

船舶事故等調査報告書

平成22年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009仙第105号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年9月29日 04時10分ごろ	
発生場所	青森県八戸市 鮫角灯台から真方位265° 1.86海里付近 (概位 北緯40° 32.2′ 東経141° 32.1′)	
事故等調査の経過	平成21年10月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第二十三兼^{けんしん}神丸、19.97トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 AM2-6230（漁船登録番号）、株式会社大山漁業及び個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 船底キール部に擦過傷、魚群探知機センサー一部損壊</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、八戸港内を約9ノットの速力で手動操舵により航行中、平成21年9月29日04時10分ごろ、白銀西防波堤の基部に乗り揚げた。</p> <p>本船は、僚船によって引き出され、自力で着岸した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 西北西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：うねり なし、風浪 なし、潮汐 下げ潮末期</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、八戸港内を航行中、船長が、レーダー画面の調整を行っていて、適切な見張りを行っていなかったため、防波堤に接近していることに気付かず航行し、防波堤基部に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、夜間、本船が八戸港内を航行中、適切な見張りを行っていなかったため、防波堤に接近していることに気付かず、防波堤基部に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	